

平成25年12月19日

## 放送受信契約の未契約事業所に対する担当窓口変更通知の発送について

本日、放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただけない事業所1件（本社 香川県）に対し、担当窓口を東京のNHK営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しましたので、お知らせします。

### 【これまでの対応】

- ・NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- ・当該事業所については、これまで営業現場において丁寧に対応してきましたが、これ以上対応を重ねても、自発的に契約していただくことは困難と判断しました。
- ・今後は、東京の営業局受信料特別対策センターで丁寧に対応を行いますが、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、それでもなお応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

### 【未契約事業所をめぐる全国の対応状況】

これまで、当件を含む合計34件の未契約事業所について、対応窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し対応しました。当件を除く33件のうち、28件については放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じていただき、3件は現在、東京地裁で係争中となっています。

残る2件は対応を継続中です。